

令和３年度 第１回静岡県環境審議会温泉部会

１ 日 時 令和３年８月２０日（金） 午後１時３０分から２時３０分まで

２ 場 所 県庁本館４階議会第７会議室（静岡市葵区追手町９－６）

３ 出席者

（１） 委 員 １０人

四本委員（部会長）、木村委員、稲葉委員、定居委員、
佐藤委員、杉山委員、鈴木委員、益子委員、望月委員、
山本委員

（２） 事務局 ６人

田中生活衛生局長、漆畑衛生課長、太田衛生課技監、
井手生活衛生班長、白鳥専門主査、熱海保健所担当者、
御殿場保健所担当者、西部保健所担当者

４ 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第１号議案から第２号議案まで個別に説明し、委員により地域の現況について補足説明が行われ、異議なく個別承認された。

次に、動力装置許可申請について、事務局が第３号議案から第４号議案まで一括説明の後、委員により地域の現状について補足説明が行われ、異議なく一括承認された。

５ 会議録

【漆畑衛生課長】 ただいまから令和３年度第１回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。はじめに、本日の会議の出席状況について御報告いたします。本日は全ての委員１０名のうち、東京からのウェブ参加も含めまして、全員御出席をいただいております。本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、まずは御審議いただく前に温泉掘削許可等の基準のうち、地域ごとの実情により適当と認められる範囲について一部変更がございましたので、事務局から御説明いたします。

【白鳥衛生課専門主査】 事務局の白鳥と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

地域ごとの実情により、適当と認められる範囲に関する変更について御説明します。お手元の追加資料、A4・1枚のものを御覧ください。もしくは、配付しました次第の14、15ページを御覧ください。熱海保健所管内にあります、伊東市内の温泉地、宇佐美、伊東、小室・対島にかかわる地域ごとの実情により、適当と認められる範囲について、表の記載内容について変更がありました。変更の内容としましては、保護地域及び準保護地域における休止泉、未利用泉の復活について申し合わせだった地域の実情を文書化した基準としたこと。及び、伊東の保護地域内の替え掘りや増掘について、地域ごとの実情により適当と認められる範囲を明文化したものとなります。

以上、簡単ではございますが、変更について御説明させていただきました。

【漆畑衛生課長】 説明は以上です。以降の議事進行につきましては、議長をお願いいたします。四本議長、よろしくお願いいたします。

【四本部会長】 それでは皆さん、改めましてこんにちは。これより審議に入ります。本日の審議案件は知事から意見を求められております、第1号議案から第2号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が2件。第3号議案から第4号議案の、動力装置許可申請が2件の、合計4件でございます。審議は、お手元に配付しました議案書の順に進めてまいります。それでは、まず第1号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 第1号議案の掘削について御説明します。議案書の4ページをお開きください。

申請者は、熱海市の晴光荘温泉組合理事長、●●●●です。

掘削場所については、熱海市林ガ丘町で、保護地域となっております。具体的な位置につきましては、議案書の6ページから8ページを御覧ください。JR熱海駅から西へ約430メートルのところでは。

4ページを御覧ください。掘削地は、組合員のうち2人の共有で申請者の所有地です。

申請の目的ですが、ケーシング管の老朽化等で湧出路の修繕が困難となったため、現孔から2.225メートル離れた地点に替え掘りを行い、組合員の浴槽に給湯するものです。

掘削の内容ですが、議案書 9 ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は 3 1 0 メートル、最終口径は 8 0 A となります。

議案書 4 ページを御覧ください。掘削地の付近ですが、「付近の状況」の欄のとおり、2 0 0 メートル以内に利用源泉は 8 本あり、源泉管理者の同意が取れています。

熱海市からの意見につきましては、熱海市景観条例第 2 種中高層住居専用地域、第 2 種レクリエーション地区、及び第 1 種高度地区に関連する場合は手続きが必要であるとのことでした。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議のない旨の意見書が提出されています。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを、事務局にて確認しております。

事務局としましては、議案書 3 ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いします。

【四本部会長】 ただいま、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆さんの御意見をお願いします。益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。そして、指名後御発言の際にはマイクをオンにしてください。

皆さん、いかがでございましょうか。

特に御意見もないでしょうか。よろしいですか、皆さん。

では、異議がないということで、採決に移らせていただきます。

御異議のある場合は、挙手ボタンにてお知らせください。

皆さん、特に御異議ないということでよろしゅうございますか。第 1 号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【四本部会長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。

次は、第 2 号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 第 2 号議案の掘削について御説明します。議案書の 1 0 ページをお開きください。

申請者は、御殿場市保土沢の株式会社オサコーホールディングスです。

掘削場所は、御殿場市深沢で一般地域です。具体的な位置については、議案書の 1 1 ペ

ージから 12 ページを御覧ください。東名高速道路の御殿場インターチェンジから東へ約 2 キロメートルのところでは、

10 ページを御覧ください。掘削地は、申請者の所有地です。

申請の目的ですが、ケーシング管の老朽化等で湧出路の修繕が困難となったこと、及び、既存源泉が斜面の下にあり、令和元年度の台風により既存源泉の上の斜面にて崖崩れがあったことから、現孔から 71 メートル離れた地点に替え掘りを行い、現在運営している温泉施設の浴用として利用するものです。

替え掘り位置を 71 メートルとする理由ですが、議案書の 14 ページの地図を御覧ください。斜面の多い土地のため、最も近い掘削場所を探した結果、崖の上の既存源泉から 71 メートル離れた位置に掘削することとなりました。

掘削の内容ですが、議案書の 15 ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は 1,300 メートル、最終口径は 85.7 ミリメートルとなります。

議案書の 10 ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり、200 メートル以内に利用源泉はありません。

御殿場市からの意見につきましては、文化財保護法及び建築基準法に関連する場合は手続きが必要であるとのことでした。また、御殿場市温泉審議会での承認が必要とのことでした。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局としましては、議案書 3 ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

【四本部会長】 ただいま、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆さんの御意見を申し上げます。益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【白鳥衛生課専門主査】 先生、益子先生から挙手ボタンがありました。お願いします。

【四本部会長】 では、益子委員。

【益子委員】 聞こえますでしょうか。幾つかございます。

まず、関係法令の制限と書いてあるところの中で、文化財保護法が関係しているように書いているんですけども、何で文化財保護法が関係しているのかがちょっと知りたいので御説明いただければありがたいなと思います。1 つ 1 つ区切って御質問させていただき

ますので、その都度お答えいただければと思いますが。

【四本部会長】 事務局、今の。

【白鳥衛生課専門主査】 文化財保護法につきましては、掘削場所に仮に文化財があったときには市のほうに手続きが必要になるということで上げさせていただきました。

【四本部会長】 益子委員。

【益子委員】 そういったものがあるような場所なんでしょうか。なぜ、その質問を申し上げたかといいますと、山陰のほうでやはり世界文化遺産に登録されているところなんですけれども、道路を掘るときに文化財の関係の立ち合いがあったんですね。そういった意味で、富士に近いところなので、富士の世界文化遺産に関連した形で必ずそういった手続きを踏まなければいけないものなのかなということで御質問させていただいたんですけれども、その世界文化遺産とは関係のない文化財があるかもしれないということなんでしょうか。

【四本部会長】 事務局。

【白鳥衛生課専門主査】 基本的には世界遺産とは関係はないことで、仮にあった場合ということなんですけれども、一応は市のほうとしてはないという認識のもとではおります。

【益子委員】 分かりました。

よろしいでしょうか。

分かりました。多分、ないんだろうと思います。あと、建築基準法といったものが出てきているんですけれども、これは、上屋を建てる場合手続きが必要ということなんですけれども、多分、源泉の上に建てる小屋、小屋と言いましょうか、建築物を考えているのかもしれませんが、建築確認が必要なほどの建物は建ててほしくないというのが私の感想でございます。

なぜかと言いますと、すごく管理が難しくなるということですね。つけるのであれば、ユニットハウス、要するにクレーン車ですぐにどかせる程度のもの。あるいは、屋根が取り外せるようなもの、そういった簡単なものをつけていただかないと、後々の管理がすごく大変になりますよということでございます。これは、私の意見でございますので、特に回答は必要ございません。

あと、一番気になったのは市町村意見の中で、御殿場市温泉審議会というのが承認が必要と書いてあったところなんです。御殿場市温泉審議会というのが実は確かにありまして、それとは別に掘削等に関連していろんな手続きが必要というふうにされているんです。

けれども、それが今我々がここで温泉部会をやっていますけれども、それと同じような形のもの、御殿場市のほうの中に組み込まれているんですね。これも、要するに、関係性がどうなのか。変な話ですけども、ここの温泉部会で許可を出しても、御殿場市の温泉審議会ですと不許可にするといったことも起こりえるのかどうか。どうも、明確に御殿場市のほうの温泉審議会の判断内容といったものが明確に記されていないものですから、よく分からないんですけども、このあたりのところはきちっと御説明していただきたいし、本来だったらやっぱりここの温泉部会が優先されるべきだろうと思いますので、その辺の関係を明確にしていいただければありがたいなと思います。ここに関連する質問は、この御殿場市の温泉審議会に関するところは非常に引っかかったということでお答えいただければありがたいと思います。

【四本部会長】 分かりました。では、事務局から答弁をお願いします。

【白鳥衛生課専門主査】 こちらにつきましては、まず、御殿場市温泉審議会については、許可制ではなく届け出制だと伺っております。それで、掘削等の県の管轄のことについてではなく、掘削をしてくみ終わった後の利用ですとか、そちらのほうを中心に検討するために設置されたもののようでございます。

今回申請者のほうも、同時進行で御殿場市のほうにも申請をしております、議案書にもあるとおり、8月中旬にはそれが開かれる予定ではあったんですけども、コロナの関係で延長しているというふうに聞いております。時期については、9月上旬ということでも伺っております。以上です。

【四本部会長】 益子委員。

【益子委員】 よろしいでしょうか。

最後の確認でございますが、私の手元のところに御殿場市温泉源の採取に関する要綱というものがございます。その中には、例えば、採取基準として、掘削地は既設泉からの保全距離を確保することとか、あと、その下のところで工事が終了した場合には、工事の終了届を出すとか、第8条の中では採取者に対して温泉の採取の制限をすることができるとか、結構温泉法とバッティングするところがあったものですから、その確認をさせていただきました。

実のところ、温泉を市町村がいわゆる集中管理等で供給しているところに関しては、市の給湯条例というのがあるのはよく承知しております。ただ、こういった形で採取に関する要綱を定めているというのを私はあまり見たことがございませんので、温泉法とのかか

わりをしっかりとしておかないとおかしな話になるなということを感じました。

ただ、今の白鳥さんのお話によりますと、どちらかというと温泉給湯のほうの関係でこの要綱を定めたというふうに聞いておりますので、バッティングはしないと思いますけれども、またちょっと一言申し上げますと、九州等では地熱開発に関連して、いろんなところが条例を設けております。それも基本的には県に掘削申請を出すときにはかくかくしかじかということが多いものですから、また、そのあたりのところの文言がないと少しいやらしい要綱になるなというふうに感じましたので、一度御殿場市のほうとはきちっと役割分担みたいところを整理していただいたほうがいいのかなというふうに思います。以上です。

【四本部会長】 事務局、その辺はよろしいですか。

他に、御意見、どうですか。

定居委員。

【定居委員】 要は、益子さんが言われているとおり、確かにここの許可と、それから御殿場の許可というのはまた考え方が違うのかなというふうにちょっと思うんですね。この文書を見る限りでは、一応大丈夫なのか、私なりに見ると大丈夫なのかな。

ただし、こちらで大丈夫ですよと言っても、やはり現地がだめだと言うとこれでまた問題はいろいろ出てくるので、現地の状況というのをもうちょっと精査というか調査をお願いしたいなというふうに思いました。以上です。

【四本部会長】 ただいまの定居委員のお話、どうですか、事務局。

【青木御殿場保健所専門主査】 恐れ入ります、私、御殿場保健所で実務を担当しております青木と申します。よろしく願いいたします。私、御殿場市さんのほうと直接やりとりをさせていただいているんですけども、今回お話に出ております御殿場市さんの温泉審議会、温泉審議会という名前にはなっておるんですけども、あくまで許認可にかかわる部門ではなくて、許認可にかかわるものは県にきちんと許可がありまして、それとバッティングするようなものではないということは確認を取っております。

あくまで御殿場市さんのほうへは許可の申請という形ではなくて、届け出、情報共有という形で新しく御殿場市さんのほうで書式を作られるというわけではなくて、県にいただいている書式を流用されていらっしゃるという形で似通った申請の様式を使っているというので、ちょっと誤解を招くような部分もあったかとは思いますが、あくまで、御殿場市さんのほうとしましては、地域の方ですとか、生活一般ですとか、要望を吸い上

げる場というのが、御殿場市さんのほうは温泉組合さん等もないものですから、そういったところの意味合いも強いというふうに私は聞いております。ですので、すみ分けという部分では明確にそちらのほうは線引きがありますので、その点、御了承いただければと思います。

【四本部会長】 よろしいですか。

では、事務局、課長。

【漆畑衛生課長】 御殿場市さんの条例等を見ると、市議会条例はあるんですけども、温泉配管条例とか、温泉使用条例とか非常に細かく決められているということでございます。ですので、伊豆地区の組合で決めるようなことも要するにこの条例の中で決めて、料金とかそういうものを決めたり、あと、健康センター、温泉センターというものがあるので、その使用の勝手も条例で定めているということですね。

それと、やはり水道と給湯のお金の料金の定めとか、いろんなものをミックスしてどんと条例に載せているような形を持っている印象を受けます。

ただ、温泉条例自体が非常にうちのものと似ているような内容でございますので、我々と写しが共有しているよというような意味合いかなと思いますけど、ちょっとややこしいところもあり、古い、多分、一番最初は昭和50年ごろに温泉が出て、温泉会館をつくろうみたいな、どうもその辺から審議会ができたというようなことを聞いております。以上でございます。

【四本部会長】 ありがとうございます。

他に、御意見どうでしょうか。

木村副部会長。

【木村副部会長】 木村です。ちょっと聞き逃したかもしれないので、もう一度教えていただきたいんですけど、10ページの付近の状況というところを見ると、200メートル以内に源泉なしとあるんですけど、休止源泉があるということでよろしいでしょうか。

【四本部会長】 事務局、どうぞ。

【白鳥衛生課専門主査】 こちらで利用している源泉は1本のみで、休止源泉はありません。

【木村副部会長】 この、71メートル離れている場所というのはこれは源泉なんですか。

【白鳥衛生課専門主査】 これは、既存源泉です。今くみ上げている源泉で、これの代わりに71メートル離れたところに新しい源泉を掘りたいということで、この源泉については、申請者所有のものになります。こちらについては替え掘りが完成したのちには、古い既存の源泉は廃止するという誓約書はいただいております。

【木村副部長】 分かりました。それで安心しました。ありがとうございます。

【四本部会長】 よろしいですか。

ほか、いかがでございますか。

益子委員、どうぞ。

【益子委員】 先ほどの件の確認でございます。温泉法の関係とはバッティングすることがないというお話でよく分かりましたが、10ページの市町村意見の中に書いてある、御殿場市温泉審議会での承認が必要という言葉が、やはりかなり重く僕は受け止めてしまいましたので、今後こういった御殿場市でそうたくさんあるわけではないと思いますけれども、もしあった場合には書き方を少し改めていただければすんなりいくかと思っておりますので、その辺をよろしく願いいたします。

【四本部会長】 よろしいですか。事務局。

ほか、御意見、どうですか。

それでは、採決に移らせていただきます。

御異議のある場合は、挙手ボタンにてお知らせください。

第2号議案につきまして、申請どおり許可することが適当である旨を、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。

続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請については、第3号議案から第4号議案までの2件について一括して審議します。事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 動力装置許可申請について、第3号議案から第4号議案まで一括して御説明いたします。

議案書の16ページを御覧ください。申請者は、熱海市和田町の株式会社石のWAです。掘削場所は、熱海市和田町で保護地域です。具体的な位置については、議案書の17ページから18ページを御覧ください。熱海港から西へ540メートルのところになります。

議案書の16ページにお戻りください。申請理由ですが、既存動力の故障のため新たな

動力を設置するものです。利用の目的ですが、既存旅館の浴用に給湯するものです。

申請内容ですが、議案書の16ページを御覧ください。7.5キロワットのエアリフトポンプのエア管を284メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書の16ページ御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉が4本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議のない旨の意見書が提出されています。事務局といたしましては申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第4号議案です。議案書の20ページを御覧ください。申請者は、愛知県名古屋市中村区の東和不動産株式会社です。

掘削場所は、駿東郡小山町大御神で、一般地域です。具体的な位置については、議案書の21ページから22ページを御覧ください。東名高速道路の須走インターチェンジから東へ約5.3キロメートルのところでは。

議案書の20ページにお戻りください。申請理由ですが、掘削後の温泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、新設予定の宿泊施設の浴槽へ給湯するものです。

申請の内容ですが、議案書20ページを御覧ください。7.5キロワットの水中ポンプを、地表下216メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書20ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉はありません。事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【四本部会長】 ただいま、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆さんの御意見をお願いします。

益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後御発言の際にはマイクをオンにしてください。どうでしょうか。

【白鳥衛生課専門主査】 益子先生の挙手がありましたので、お願いします。

【四本部会長】 益子委員。

【益子委員】 益子でございます。まず、3号議案のほうで御質問させていただきます。非常に古い源泉ですね。昭和11年に掘削許可、掘ったのはもう少し後かもしれませんがど

も、ともかく８０年以上経っている温泉ということです。お話を聞きましたら、しばらく休止していた源泉で、再度利用したいということで、休止期間が長いということもあって再度の申請というふうになったというふうにお聞きしております。

ただ、非常に古い源泉であるということと、それから、休止期間が長かったということで、井戸の中の健全性の調査はなされているのか、いないのか。この１９ページの図を見ますと、８０Ａのケーシングパイプが２００メートルまで入っておりますが、それより下の深さ５００メートルまで裸孔になっておりますので、どの程度の開口深度が実際あるのか。それから、８０Ａのケーシングがどの程度老朽化しているのか、していないのか。そういうことの確認がまず必要だろうというふうに思いましたので、まずその点を１つ。

それから、これだけ長い期間構築した状態ですと、やはりスパイクの揚湯試験をした上で、どれだけの温泉が取れるのか。そういったことを確認してこの動力申請をしていたかどうかということが必要だろうと思いますけれども、それがなされているのか、いないのか。ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。まず１つはそこ、あとは４号議案もござりますけれども、とりあえず第３号についてお聞きしたいです。

【四本部会長】 分かりました。では、事務局、答弁をお願いします。

【白鳥衛生課専門主査】 最初の井戸の健全性の確認についてですけれども、申請者のほうからはもちろんそれを行っている旨は何っており、その確認が取れたうえでの動力申請というふうに何っております。

２点目の揚湯試験につきましては、１週間ほど揚湯もしているという結果をいただいております、そこで申請揚湯量の安定性が確認しておるデータをもらっております。以上です。

【四本部会長】 益子委員、いかがですか。

【益子委員】 了解いたしました。ただ、かなり古いということで、本来、もし井戸の中に劣化等の問題点があれば、それを改修するのが実を言うと今が一番のチャンスなので、その辺しっかりとやってほしいなという感じがいたしました。ただ、どちらにしましても、所有者の方が問題なしということをおっしゃっているということと、それから、揚湯試験を再度実施していただいている、問題のない揚湯が得られているということでありますので、さほど大きな問題は生じないかなというふうには思いますが、いずれにしても古い源泉がありますので、大切に井戸の状況をモニタリングしながら使っていただきたいというふうに思います。

4号のほうもよろしいでしょうか。

【四本部会長】 続けて、どうぞ。

【益子委員】 4号議案については特に異論はございませんが、最後の温泉水中ポンプの据え付け図のところに、水位センサーの設置、源泉の井戸の中に水位センサーが設置されていることが明記されていて、これは非常にいいことだなというふうに思いました。

ただ、地上部分を見ますと、流量計であるとか、温度計の設置が出ていないものですから、せっかくこれだけのお金をかけてポンプを据え付けていただくわけですので、流量計、温度計をしっかりと設置して、どの程度の流量をくみ上げたときに水位がどの程度になるのか、その辺をしっかりとモニタリングして行って、くみ上げすぎにならないような対応が必要なのかなというふうに思いますので、ぜひ、県のほうにはそういった指導をしていただきたいというふうに思います。

あと1点ありますが、熱海のほうはとにかく温泉地ですので、いろんな温泉が公共水域になられるということは当然のことで、これは致し方ないことだろうと思いますけれども、ここの第4号につきましては、小山町でしょうか、温泉の水質はどうなんでしょうか。特に有害成分等についての問題点というのではないのでしょうか。ここで安易に許可をしてしまうと、そういった温泉排水までも許可しているというふうに受け取られますので、温泉の水質ですね、排水基準に引っかかるような物質といったものが入っているのか、いないのか、その辺の確認はさせてください。よろしくお願いします。

【四本部会長】 事務局のほう、答弁をお願いします。

【白鳥衛生課専門主査】 添付していただいています温泉分析書のほうでは、一般的なナトリウム・カルシウム－塩化物・硫酸塩温泉ということで結果が出ておりますので、伊豆半島でわりと見る水質と思われますので、問題はないという認識でおります。

流量計ですとか、その前段の温度計ですとか、流量計を地上の設置につきましては、御殿場保健所を通じて申請者のほうに伝えるようにいたします。以上です。

【四本部会長】 益子委員。

【益子委員】 ありがとうございます。水質のところ、実際私は見ておりませんけれども、例えば、ヒ素だとかフッ素だとか、そういったものはどうでしょう。排水基準を上回っていることはないでしょうか。

【四本部会長】 事務局、どうぞ。

【白鳥衛生課専門主査】 温泉分析書につきましては、ヒ素等については検出されてお

りません。

【四本部会長】 益子委員。

【益子委員】 分かりました。ありがとうございます。

【四本部会長】 いいですか。

【益子委員】 結構です。ありがとうございました。

【四本部会長】 他に御意見はいかがですか。

木村副部会長。

【木村副部会長】 今の益子先生とも関係するんですけども、小山町ということで、天然ガス等はどうですか。何か上回るようなデータは出ています。

【四本部会長】 事務局、お願いします。

【白鳥衛生課専門主査】 可燃性天然ガスにつきましては、水上置換法のほうで2.1%LELということで、基準値は超えていないことは確認しております。

【四本部会長】 よろしいですか。

他に御意見はいかがでございましょうか。

それでは、他に御意見もないようですので、採決に移らせていただきます。御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。

事務局から説明のあった第3号議案から第4号議案につきまして、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして諮問事項の審議は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

県におきましては、本日、各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いをいたします。これからのちの進行については、事務局にお返しします。ありがとうございました。

【漆畑衛生課長】 ありがとうございました。それでは、最後に生活衛生局長より委員の皆様方に御挨拶を申し上げます。局長、よろしくお願いします。

【田中生活衛生局長】 生活衛生局長の田中でございます。本日の御審議におきまして、四本部会長には円滑な議事進行をしていただきまして、誠にありがとうございました。ま

た、委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見等を頂戴し、ありがとうございました。

現在、県内では昨年からの新型コロナウイルス感染症による観光産業への影響ということが長引いているということに加えて、先月の豪雨により、熱海市伊豆山地区において甚大な災害が発生するといったことで温泉にとって非常に厳しい状態が続いているというように認識をしております。

また、本日から本県は昨年4月以来の緊急事態宣言となりまして、厳しさがより増しているというような状況でございます。

このような状況ではございますけれども、静岡県温泉協会におきましては、創立60周年ということを迎えまして、その記念事業としてアフターコロナを見据えて、温泉地への誘客を目的としましたスタンプラリーを準備していると聞いております。この事業が県内の温泉地の活気を取り戻すきっかけの1つになることを期待しております。

県といたしましては、今後とも県温泉協会に協力するとともに、環境省や関係市町と連絡を図りながら、県内の温泉資源の保護と適正利用の推進に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、次回の温泉部会でございますけれども、11月ごろの開催を予定しております。引き続き、委員の皆様の御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【漆畑衛生課長】 それでは、以上をもちまして令和3年度第1回静岡県環境審議会温泉部会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —